

令和元年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和元年7月3日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第73号	飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について
第3	議案第74号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第4	議案第75号	訴えの提起について
第5	議案第76号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第6	議案第77号	飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第78号	令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
第8	議案第79号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
第9	意見第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 73号	飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について
日程第 3	議案第 74号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 75号	訴えの提起について
日程第 5	議案第 76号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 77号	飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 78号	令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1号）
日程第 8	議案第 79号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1号）
日程第 9	意見第 1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	昭	英
総務部長	十	松	利	匡
市民福祉部長	泉	原		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣		貢
基盤整備部長	清	水	孝	則
病院管理室長	青	木	直	樹
教育委員会事務局長	佐	藤	孝	之
消防長	谷	尻	和	也
財政課長	中	畑	廣	之
	洞	口		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	赤	谷	真	依
			子	

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（中嶋国則）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（中嶋国則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により4番、住田議員、5番、森議員を指名いたします。

会議に先立ちまして、令和元年6月26日の11番、野村議員の一般質問において保留となっておりました答弁について、清水商工観光部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（中嶋国則）

清水商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

指定管理者が行った味処古川施設の増築の経過についてお答えをいたします。まず、平成26年3月に指定管理者から担当である観光課の観光係長に対し、衛生面での改善と観光客の休憩等を目的とする増築の申し出が口頭でありました。それに対して、当該担当係長は、その場で指定管理契約に基づく、協議書の提出を求めました。その後、平成26年5月ころ、指定管理者において、シルバー人材センターに施工を依頼し、増築が行われたとのことですが、市に対しては協議書の提出がなく、観光課でも多数の指定管理施設を所管していることもあって、全てをこと細かに把握することができず、遺憾ながら増築されたことも十分に認識しておりませんでした。平成30年9月に野村議員からの一般質問を受け、この事実確認を進めていく中で、協議書が提出されていないこと、及び増築部分について、建築確認申請が必要なものであることが判明しました。このため、指定管理者に対して、当該増築部分は、建築確認が取れていない違反建築であり、現状を見ると、県からは是正、または撤去が命じられる可能性がある旨、説明を行いました。その後、平成30年12月1日に増築部分が撤去され、結果として問題は解決したものと認識しております。今後は、指定管理契約に基づいた管理の徹底や、指定管理者との連携を深め、同様なことが起こらないよう指定管理施設の適切な管理を行ってまいります。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◆日程第2 議案第73号 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について
から

日程第5 議案第76号 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

◎議長（中嶋国則）

日程第2、議案第73号、飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例についてから日程第5、議案第76号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例についての4案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら4案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 中村健吉 登壇〕

●総務常任委員長（中村健吉）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第73号から議案第76号までの4案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、6月28日、午前10時より、委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第73号について申し上げます。本案は、強風や大雪による倒木の影響で停電、その他の被害が発生することを抑制するため、市が伐採を行った場合に、その費用に対する分担金を徴収するための条例です。なお、ここでいうライフラインとは電線のみを指し、電話線や光ケーブルは含まれないとのことでした。

全体事業費の負担割合は、電力会社が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となります。

質疑では、対象となる事業者についての問いに対しては、中電や北電など電線を所有する事業者であること、また、県の事業は当面3年間とあるが、その後はどうなるのかとの問いに対しては、3年後の状況を見て県にならう予定だが、市としては長期に継続するよう県に要望していくとの答弁がありました。なお、本年度の予算には、事業費として500万円が計上してあります。

次に、議案第74号について、申し上げます。

本案は、不正競争防止法等の一部改正及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う改正であります。

質疑では、住宅用防災警報器等の設置が免除できる「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは何かの問いに対し、個々の警報器が連動して発報する機械で、住宅用の防災警報器より性能が良いとの答弁でした。また、日本工業規格が日本産業規格に改められたのはなぜか、との問いに対しては、日本工業規格の対象に、データサービス等が追加され、日

本産業規格になったとのことでした。

次に、議案第75号について申し上げます。

本案は、訴えの提起であります。

公正取引委員会は、平成29年2月、消防デジタル無線機器の販売業者である沖電気工業株式会社等に独占禁止法違反として排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

市の契約は、課徴金算定対象物件にはなっていなかったものの、全国消防長会の裁判記録資料などから、3社の談合に関する主観的関連共同性が認められ、共同不当行為に該当すると判断しました。

市は契約約款に従い違約金等の支払いを命じましたが、これに応じないため訴えを提起するものであります。

質疑では、談合の判断に至った経緯は、との問いに対しては、国の案件などを調査した結果、市の契約が談合時期に入っていると確認したためとのことでした。

県内関係では羽島郡が直接契約のため返却済み、下呂市・山県市が訴訟済み、岐阜市も訴訟準備中とのことでした。なお本事業に伴う補助金については、別途担当者と協議を進めている最中だそうです。

委員からは、裁判関連費用を含め、裁判の長期化などを心配する声もありましたが、市は、今回の事案は飛騨市だけではなく、全国の何百という数が動くはずなので、全体をみながら進めたい、要は談合があったか、なかったかの問題で、市として談合は絶対許さないという姿勢のもと、結論が見えるまで訴訟を遂行したいとの答弁でした。

次に、議案第76号について申し上げます。

本案は、老人保健施設たかはらを指定管理施設とすることができるようにするための条例改正で、使用料、手数料を利用料と読み替えるものです。

質疑はありませんでした。

これら4案件について、いずれも、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第73号から議案第76号までの4案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第73号から議案第76号までのこれら4案件について、委員長の報告は可決で

あります。これら4案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、これら4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

- ◆日程第6 議案第77号 飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長(中嶋国則)

日程第6、議案第77号、飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 徳島純次 登壇]

●産業常任委員長(徳島純次)

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第77号につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、6月28日、午後1時より、委員会室において審査を行いました。

議案第77号について申し上げます。

本案は、技術士試験の選択科目に「水道環境」という科目があったものが、技術士法の規則改正により削除されたため、市の条例からも削除するものです。

また、実務経験年数を6カ月から1年に変更するものについては、河合・宮川において簡易水道のみであったことから6カ月を採用していましたが、今回の改正で1年とするものです。

質疑では、水道技術管理者は何人いるのかとの問いに対しては、管理者としては市に1人いるということ、また、技術士試験を経て布設工事監督者となる者は市内にほとんどいないとのことでした。実務経験年数を6カ月から1年に変更する理由については、簡易水道基準から上水道基準にランクアップしたいためとの答弁でした。

本件については、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することを決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

[産業常任委員長 徳島純次 着席]

◎議長(中嶋国則)

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第77号について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。

議案第77号について、委員長の報告は可決であります。よって本案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、本案件は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第78号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
から

日程第8 議案第79号 令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（中嶋国則）

日程第7、議案第78号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）及び議案第79号、令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）の2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら2案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第78号及び議案第79号の2案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

議案第78号及び議案第79号の2案件については、一括採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第78号及び議案第79号の2案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって議案第78号及び議案第79号の2案件については、原案のとおり可決されました。

◆日程第9 意見第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

◎議長（中嶋国則）

日程第9、意見第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。本案について、説明を求めます。

〔総務常任委員長 中村健吉 登壇〕

●総務常任委員長（中村健吉）

新たな過疎対策法の制定に関する意見書、上記事件について別紙のとおり発案する。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月3日、飛騨市議会。

〔総務常任委員長 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております意見第1号については、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。意見第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって意見第1号は、原案のとおり決定されました。

◆閉会

◎議長（中嶋国則）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今議会、17日間でありましたけれども、一般会計の補正予算、条例の制定・改正等、多数の案件につきまして、活発なご審議をいただき、全て可決、承認のご決定をいただきました。誠にありがとうございます。本会議、委員会を通じまして、さまざまなご意見もいただきましたので、1つ1つ、またしっかりと受け止め、検討し、また市政に反映させていきたいと思っております。また答弁につきまして、縷々申し上げました事項につきまして、従前どおり進捗状況を管理しながら実施に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で、市長の発言を終わります。

閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。今定例会の一般質問の議事進行につきまして

は、議員の皆様からいろいろご意見を賜り、ありがとうございました。

それでは本日の会議を閉じ、6月17日から17日間にわたりました令和元年第2回
飛騨市議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午前10時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

中嶋国則

飛騨市議会議員（4番）

住田清美

飛騨市議会議員（5番）

森要